

2019年度

広島国際大学後援会総会議案書

スローガン ～ 目をはなすな手をはなせ ～

日 時 2019年 6月2日(日) 10:00～

場 所 【総 会】テレビ会議システム使用

○東広島キャンパス 121教室 (1号館2階)

○呉キャンパス メディアホール (1号館7階)

○広島キャンパス 700教室 (7階)

広島国際大学 後援会

総 会 議 事 日 程

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 学 長 挨 拶

4. 議 長 選 出

5. 議 事

(1) 2018年度 広島国際大学後援会事業報告について

(2) 2018年度 広島国際大学後援会決算書について

(3) 2019年度 広島国際大学後援会役員等一覧（案）について

(4) 2019年度 広島国際大学後援会事業計画（案）について

(5) 2019年度 広島国際大学後援会予算（案）について

(6) その他

6. 閉 会

目 次

1. 2018年度 広島国際大学後援会事業報告	1
2. 2018年度 広島国際大学後援会決算書	2
3. 2019年度 広島国際大学後援会役員等一覧（案）	3
4. 2019年度 広島国際大学後援会事業計画（案）	4
5. 2019年度 広島国際大学後援会予算（案）	5
6. 広島国際大学後援会会則	6
7. 広島国際大学後援会役員等選考細則	8
8. 広島国際大学後援会慶弔細則	9
9. 広島国際大学後援会国際交流貸付制度細則	10

2018年度 広島国際大学後援会事業報告

広島国際大学後援会は、2018年度広島国際大学後援会事業計画のとおり、主として次の事業を実施した。

1. 卒業生・修了生へ記念品贈呈

学位記・修了証書授与式において、卒業生・修了生へ記念品を贈呈した。

男性：オリジナルボールペン、女性：熊野町産化粧筆チークブラシ

2. 家庭との連絡

- (1) HIU 保護者ミーティングを以下のとおり全国8会場で開催し、学生生活に関する講演会、専門職・専攻別講演会、学科別講演会、昼食会、教員との個人面談等を行い、大学への要望や修学・学生生活に関する相談等の場を設けた。なお、開催予定としていた広島、愛媛、香川、山口会場においては、豪雨災害および台風接近のため、中止とした。

東広島キャンパス会場	6月3日(日)	福岡会場	7月22日(日)
呉キャンパス会場		広島会場	中止
広島キャンパス会場		香川会場	中止
島根会場	6月10日(日)	愛媛会場	中止
大阪会場	6月16日(土)	山口会場	中止
沖縄会場	6月30日(土)	—	—
鹿児島会場	7月1日(日)	627組 911名	

- (2) オリジナルボールペンを作製し、HIU 保護者ミーティング参加者へ配付した。

- (3) 後援会および大学と家庭との緊密な連絡体制の構築を目的に、後援会活動、大学の状況などを盛り込んだ会報誌（LINK）を発行し、全会員宛に送付した。

3. その他

- ・学生の負担を軽減するため、謝恩会にかかる補助金を支給した。
- ・各キャンパスにおいて、朝食半額キャンペーンを実施した。
- ・新入生に大学オリジナルTシャツを配付した。

2018年度 広島国際大学後援会決算書

(2018年4月1日～2019年3月31日)

(単位：円)

収入の部	科 目	予算 (A)	決算 (B)	差 異 (B-A)	摘 要	備 考
	1. 学園教育振興会援助	24,600,000	24,540,000	△ 60,000		
	2. 寄付金・その他	0	0	0		
	3. 貸付金回収	0	0	0		
	4. 受取利息	0	0	0		
	5. 前年度繰越金	7,953,125	7,953,125	0		
	合 計	32,553,125	32,493,125	△ 60,000		

(単位：円)

支出の部	科 目	予算 (A)	決算 (B)	差 異 (B-A)	摘 要	備 考
	1. 広報費	1,600,000 51,570	1,651,570	0	LINK32号作成	
	2. HIU保護者 ミーティング費	20,000,000	16,747,642	△ 3,252,358	会場費支払、案内文書送付、 旅費	西日本豪雨災害にかかる 地方会場中止による減額
	3. 慶弔費	200,000	141,708	△ 58,292	香典、見舞金、供花代	
	4. 教育活動援助費	3,700,000	3,450,156	△ 249,844	朝食半額キャンペーン代、卒業記念品、オリジナルTシャツ代、謝恩会補助金等	記念品購入数、謝恩会補助金額が予想を下回ったことによる減額
	5. 人件費	1,200,000	999,397	△ 200,603	派遣職員人件費	派遣職員採用日数を減らしたことによる減額
	6. 会議費	250,000	224,832	△ 25,168	委員会案内状送付等	
	7. 事務費	250,000	184,654	△ 65,346	切手、銀行手数料、消耗品購入等	
	8. 海外交流費	600,000	450,000	△ 150,000	国際交流貸付制度貸付金	国際交流貸付制度利用者が予想を下回ったことによる減額
	9. 予備費	4,753,125 △51,570	0	△ 4,701,555		
	10. 次年度繰越金	0	8,643,166	8,643,166		
	合 計	32,553,125	32,493,125	△ 60,000		

(注) 予備費51,570円は「1. 広報費」に振り替え。

上記決算書の内容について、会計監査の結果、諸帳簿の処理が適正であることを確認する。

2019年 4月27日

広島国際大学 監事 森元 憲治

広島国際大学 監事 田形 正



2019年度 広島国際大学後援会役員等一覧（案）

役職	保護者氏名	学部
顧問	井之川 廣江	-
	安部 正則	-
	山崎 深雪	-
	池本 厚男	-
会長	宮下 成二	医療福祉学部
副会長	竹内 菜摘	医療経営学部
	佐々木 龍矢	薬学部
	松尾 宏	医療栄養学部
常任委員	金山 恵二	保健医療学部
	藤井 沙織	総合リハビリテーション学部
	寶田 陽子	医療福祉学部
	藤原 直希	医療経営学部
	津田 雅夫	心理学部
	田形 正	看護学部
	植田 篤	薬学部
	梶原 一信	医療栄養学部
監事	森元 憲治	医療経営学部
	松野 誠	薬学部

役職	保護者氏名	学部
委員	山岸 正博	保健医療学部
	山井 康浩	保健医療学部
	西川 隆文	保健医療学部
	加賀本 義直	総合リハビリテーション学部
	小笠原 知恵	総合リハビリテーション学部
	湊 真理子	総合リハビリテーション学部
	速水 京子	医療福祉学部
	瀬田 晴之	医療福祉学部
	武分 真弓	医療経営学部
	森 邦恵	心理学部
	伊藤 ルリ子	心理学部
	山本 友則	心理学部
	門前 久司	看護学部
	楠 龍司	看護学部
	河野 将憲	看護学部
	木村 宜克	薬学部
	鈴木 恵	薬学部
	田中 聖子	薬学部
	水口 欣也	医療栄養学部
	住谷 和美	医療栄養学部

合計34名（顧問は人数に含めない）

〔注1〕 会長、副会長、常任委員は委員定数の中から選出する。

2019年度 広島国際大学後援会事業計画（案）

事業	内 容	時 期
1. 広報	・ ホームページ等を活用した情報発信 ・ 後援会会報の作成	随時 2～3月
2. HIU 保護者 ミーティング	・ HIU 保護者ミーティングの開催 （東広島・呉・広島キャンパス、大阪・香川・ 沖縄・広島・愛媛・山口・福岡・大分・島根） ・ インターネットを介した個別面談の試行 ・ 大学と家庭の連携強化にかかる事業への援助	6～7月 随時
3. 慶弔費	・ 慶弔細則による見舞金等の支給	随時
4. 教育活動援助	・ 卒業生・修了生へ記念品購入 ・ 朝食料金補助金の支給 ・ 謝恩会にかかる補助金の支給	3月 通年 3月
5. 会議	・ 委員会等の開催	4・10・2月
6. 海外交流	・ 海外研修（実習）等参加費用の一部貸付	随時

2019年度 広島国際大学後援会予算（案）

（単位：円）

収入の部	科 目	予算 (A)	前年度決算 (B)	差 異 (A-B)	摘 要
	1. 学園教育振興会援助	23,112,000	24,540,000	△ 1,428,000	
	2. 寄付金・その他	0	0	0	
	3. 貸付金回収	450,000	0	450,000	
	4. 受取利息	0	0	0	
	5. 前年度繰越金	8,643,166	7,953,125	690,041	
	合 計	32,205,166	32,493,125	△ 287,959	

（単位：円）

支出の部	科 目	予算 (A)	前年度決算 (B)	差 異 (A-B)	摘 要
	1. 広報費	1,660,000	1,651,570	8,430	各種媒体活用・作成費用（随時）
	2. HIU保護者 ミーティング費	20,000,000	16,747,642	3,252,358	全国12会場 （案内状・資料作成・通信・懇談 会費含む）
	3. 慶弔費	200,000	141,708	58,292	香典、見舞金「災害・病気・傷 害」、供花
	4. 教育活動援助費	2,640,000	3,450,156	△ 810,156	卒業記念品、謝恩会補助金、朝食 料金補助等
	5. 人件費	1,200,000	999,397	200,603	後援会業務にかかる派遣職員採用 経費
	6. 会議費	250,000	224,832	25,168	委員会案内等 会議運営費等
	7. 事務費	250,000	184,654	65,346	事務用品等 退任役員への記念品他 封筒等
	8. 海外交流費	600,000	450,000	150,000	海外研修等貸付金3人分
	9. 予備費	5,405,166	0	5,405,166	
	10. 次年度繰越金	0	8,643,166	△ 8,643,166	
	合 計	32,205,166	32,493,125	△ 287,959	

広島国際大学後援会会則

2003年11月 2日制定

2016年 5月29日改正

第1条(名称)

本会は、広島国際大学後援会と称し事務所を広島国際大学内に置く。

第2条(目的)

本会は、大学の教育方針に則り大学と家庭との連絡提携を密にし、教育の目的達成に協力・援助するとともに、併せて学園の発展向上に寄与することを目的とする。

第3条(構成)

本会は、広島国際大学在学生の父母または保証人を会員とし、これをもって組織する。

第4条(事業)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 教育上必要な家庭との連絡
 - イ 教育懇談会(HIU保護者ミーティング)の開催
 - ロ 会報の発行・送付
- 2 会員相互の親睦のための必要な活動
- 3 国際交流事業への支援
- 4 その他目的達成のための必要な事業

第5条(役員)

本会には、次の役員を置く。

- | | | |
|---|-------|-----|
| イ | 会 長 | 1名 |
| ロ | 副 会 長 | 3名 |
| ハ | 常任委員 | 若干名 |
| ニ | 委 員 | 若干名 |
| ホ | 監 事 | 2名 |

第6条(顧問)

本会に顧問若干名を置くことができる。

第7条(役員の選任)

役員は、会員が広域にわたるためその選考を大学に一任し、会長がこれを選任・指名ならびに委嘱する。

- イ 会長、委員および監事は、会員の中から選任する。
- ロ 副会長および常任委員は委員の中から会長が指名する。
- ハ 顧問は、常任委員の推薦により会長がこれを委嘱する。

第8条(役員および顧問の任務)

- イ 会長は、この会を代表し会務を統理する。
- ロ 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
- ハ 常任委員は、業務を分担し会務を処理する。
- ニ 委員は、会務を審議する。
- ホ 監事は、本会の会務ならびに会計を監査し必要に応じ会議に出席し意見を述べることができる。
- ヘ 顧問は、必要に応じ会議に出席し、会長の諮問に応じる。

第9条(役員および顧問の任期)

役員および顧問の任期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。

第10条(機関)

1 本会には、次の機関を置く。

- イ 総 会
- ロ 常任委員会
- ハ 委員会

2 総 会

(1)総会は、毎年度始めに会長が招集する。

(2)総会は、次のことを審議する。

- イ 会則に関する事
- ロ 予算・決算に関する事
- ハ 会長・常任委員・委員および監事の選任に関する事
- ニ その他本会の目的に必要なかつ重要な事項に関する事

3 常任委員会

- イ 常任委員会は、会長・副会長および常任委員で構成し、会長が招集する。
- ロ 常任委員会は、執行機関で本会の重要案件を審議し、事業を企画する。
- ハ 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。

4 委員会

- イ 委員会は、会員が広域にわたるため、総会を招集することが困難な場合これに代えることができる。
- ロ 委員会は、会長・副会長・常任委員および委員で構成し、必要に応じ会長が招集する。
- ハ 委員会は、総会に付議する事項を審議する。

5 委員会および常任委員会は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き決議することはできない。ただし、やむを得ない理由で会議に出席できない者は、所定の委任状によって出席し、議決に参加する権限を議長に委任することができる。

6 会議の議決は、出席者の過半数の同意によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。

第11条(会計)

本会の経費は、学園教育振興会の援助金・寄付金その他の収入をもって充当する。

第12条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条(幹事)

本会の事務を処理するため、幹事長および幹事を委嘱する。

第14条(改正)

本会則は、総会の決議により改正することができる。

付 則

- 1 この会則は、2003年11月2日から施行する。
- 2 この改正会則は、2016年4月1日から施行する。

広島国際大学後援会役員等選考細則

2003年11月 2日制定

2014年 5月25日改正

第1条(役員定数)

会則第5条に定める役員は原則34名以内とし、会長、副会長、常任委員は委員定数の中から選出する。

イ 各学部

[(1学部1名×4学年)×7学部=28名]

ロ 薬学部

[(6学年=6名)]

ハ その他会長が指名した者 若干名

第2条(常任委員)

会則第5条ハ号に定める常任委員は、8名以内とし、役員の中から選出する。

イ 原則として

[8学部8名]

第3条 (幹事長および幹事)

第13条の幹事長および幹事は、大学職員に委嘱することとし、次のとおりとする。

イ 幹事長 大学学長室長(事務総括責任者)

ロ 幹 事 大学学長室庶務課役職者若干名

第4条 (事務の分掌)

(1)総務関係

イ 総会、役員会など会議の招集に関する事

ロ 会報の編集発行に関する事

ハ 会員と学校の連絡に関する事

ニ その他後援会運営の庶務に関する事

(2)会計関係

イ 会費の収納および管理・保管に関する事

ロ 寄付金の取扱いに関する事

ハ 会計諸帳簿の記帳および伝票類の整理に関する事

ニ 予算の編成および決算の確定に関する事

ホ そのほか後援会の会計に関する一切の事

また、事務処理のため、後援会事務局に職員を配置する。

付 則

- 1 この細則は、2003年11月2日から施行する。
- 2 この改正細則は、2014年4月1日から施行する。
- 3 2013年度以前に選出された役員の定数および常任委員の数については、なお従前の例とする。

広島国際大学後援会慶弔細則

2003年11月 2日制定

2011年 5月28日改正

第1条（目的）

本細則は、広島国際大学在学生の父母または保証人（以下「会員」という）、在学生に慶弔を行うことを目的とする。

第2条（種別、対象、金額等）

1 弔事

会員および在学生の死亡の場合は、次により弔慰金および供花等をおくる。

イ 弔慰金 20,000円

ロ 供花等 1対（時価）

2 見舞金

イ 災害見舞金 50,000円以内

会員および在学生の住居または家財が水害、地震、火災その他非常災害を受けた時

ロ 病氣見舞金 10,000円

在学生在が1ヶ月以上の入院をした場合

ハ 傷害見舞金 20,000円

在学生在が正課、課外活動、インターンシップならびにボランティア活動中に事故に遭遇し、2週間以上入院した場合

第3条（適用時期）

前条の適用は、当該年度内に届出があった場合とする。

ただし、会長、幹事長の承認により、当該年度以前の慶弔金も支給することができる。

第4条（金額の増額）

第2条に定める金額を増額する場合、あるいは特に事情がある場合は、会長、幹事長が臨機の処置をとることができる。

第5条（事務取扱）

慶弔に関する事務は、学長室庶務課で行う。

付 則

1 この細則は、2004年4月1日から施行する。

2 この改正細則は、2011年4月1日から施行する。

広島国際大学後援会国際交流貸付制度細則

2003年11月 2日制定

2013年 6月 2日改正

第1条（趣旨）

この細則は、広島国際大学(以下「広国大」という)が実施する国際交流事業の支援として、海外研修等に参加する学生に対して、希望する者に参加にかかる費用の一部を貸付けるため必要な事項を定める。

第2条（貸付けの対象者）

1 貸付けの対象者は、広国大に在籍する学生とする。

第3条（貸付金額）

1 貸付金額は、1 口50,000円で4口以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、貸付資金の都合により貸付を一部停止することがある。

第4条（貸付期間）

貸付期間は、第10条に定める場合を除き、原則として貸付けの属する翌年度の2月末日までとする。

第5条（借用手続）

1 貸付金の借用を希望する者は、「海外研修費借用願書」に必要書類を添えて学長室庶務課(呉キャンパスにあっては学長室呉庶務課、広島キャンパスにあっては医療経営学部事務室)を経て会長に願い出なければならない。

2 必要書類は別に定める。

第6条（連帯保証人）

1 貸付金の借用に際しては、連帯保証人を設けなければならない。

2 連帯保証人は、父母もしくは成年の兄姉とする。

3 連帯保証人は、必ず保証人本人が署名捺印しなければならない。

第7条（貸付金の交付）

1 貸付けが認められた者(以下「借用者」という)については、通貨をもって支給する。

2 借用者は、貸付金受領(以下受領した貸付金を「借入金」という)後、直ちに研修費用を定める方法により納入しなければならない。

第8条（利息）

貸付金は、無利息とする。

第9条（返済方法）

返済方法は、一括返済または10回までの分割返済とする。

なお、特別な事情のある者については、別に定める方法により取扱うものとする。

第10条（身分喪失による完済）

借用者が卒業、退学、除籍等により広国大の学生の身分を失う場合は、その身分喪失前までにすでに受けた借入金を完済しなければならない。

第11条（事務取扱）

貸付金に関する事務は、学長室庶務課で行う。

付 則

1 この細則は、2004年4月1日から施行する。

2 この改正細則は、2013年4月1日から施行する。

いのちのそばに。ひととともに。



常翔学園

広島国際大学